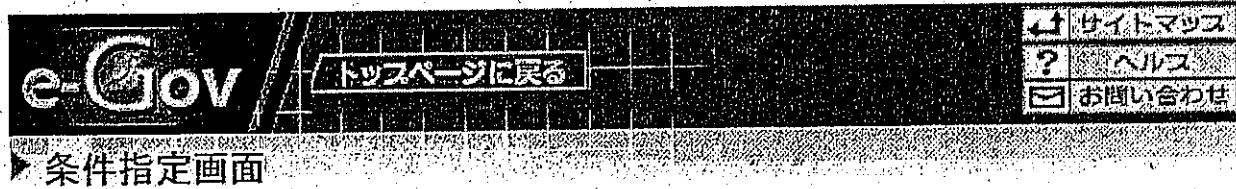


参考配布

法令データ提供システム等について



最初にお読み下さい | 法令データ(圧縮版)のダウンロード | よくあるご質問
新規法令一覧 | 未施行法令一覧 | 廃止法令等一覧

法令データ提供システムの利用にあたっての注意事項

- 本システムで提供する法令データは、総務省行政管理局が官報を基に、施行期日を迎えた一部改正法令等を被改正法令へ溶け込みます等により整備を行なう、データ内容の正確性については、万全を期しておりますが、官報で掲載された内容と異なる場合は、官報が優先します。
- 総務省は、本システムの利用に伴って発生した不利益や問題について、何ら責任を負いません。



法令(憲法・法律・政令・勅令・府令・省令・規則)の内容を検索して提供します。
 はじめて利用する方は、こちらを必ずお読みください。

▶12月4日 平成18年9月1日現在のデータに更新しました。(詳細)

[»過去のお知らせ](#)

■ 法令用語検索 (指定した用語を含む法令の内容が表示されます。)

任意の用語を全角文字で入力してください。
 (複数の用語を入力する場合は、スペースで区切ってください。)

検索対象	全ての法令	<input type="checkbox"/>	すべての用語を含む	<input type="checkbox"/>	<input type="button" value="検索"/>					
検索単位	法令単位	<input type="checkbox"/>								
結果表示	20件	<input type="checkbox"/>								
公布年月の範囲指定	しない	<input type="checkbox"/>	平成	<input type="checkbox"/>	年	年	月	月	年	年

■ 法令索引検索（一覧から選択した法令の全文が表示されます。）

法令名の用語索引

指定した用語を法令名(略称法令名)中に使用している法令一覧が表示されます。

[検索]

略称法令名検索 有 無 略称法令名一覧

五十音索引

法令名(かな)の先頭文字を表から選択すると、該当する法令一覧が表示されます。



法令の種類 全法令 憲法・法律 政令・勅令 府省令

事項別分類索引

事項別を選択すると、該当事項に分類された法令一覧が表示されます。

憲法	刑事	財務通則	水産業	觀光
国会	警察	国有財産	鉱業	郵務
行政組織	消防	国税	工業	電気通信
国家公務員	国土開発	専売・事業	商業	労働
行政手続	土地	国債	金融・保険	環境保全
統計	都市計画	教育	外国為替・貿易	厚生
地方自治	道路	文化	陸運	社会福祉
地方財政	河川	産業通則	海運	社会保険
司法	災害対策	農業	航空	防衛
民事	建築・住宅	林業	貨物運送	外事

法令の種類 全法令 憲法・法律 政令・勅令 府省令

法令番号索引

年のみを入力した場合、その年に公布され、現在施行されている法令の種類ごとの一覧が表示されます。

平成 年 法律 第 号 [検索]

用語検索結果一覧画面

[条件指定画面へ](#)[次頁へ](#)

検索指定用語「謄本」 AND 検索(全法令)

該当件数 666 件中 1 ~ 20 件分を表示しています。

選択	該当法令名	該当法令番号
選択	競争の導入による公共サービスの改革に関する法律	(平成十八年六月二日法律第五十一号)
選択	競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第三十四条第二項に規定する公共サービス実施民間事業者の要件を定める省令	(平成十八年七月七日総務省・法務省令第一号)
選択	会社法施行規則	(平成十八年二月七日法務省令第十二号)
選択	戸籍等の謄本等又は登録原票の写し等の交付の請求の受付及び引渡しの業務の公共サービス実施民間事業者における実施に関する省令	(平成十八年七月七日法務省令第六十五号)
選択	関税法第六十九条の十第一項の規定による経済産業大臣に対する意見の求めに係る申請手続等に関する規則	(平成十八年二月十五日経済産業省令第六号)
選択	環境省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則	(平成十八年三月十日環境省令第三号)
選択	厚生労働省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則	(平成十八年三月十七日厚生労働省令第三十九号)
選択	特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律	(平成十七年五月二十五日法律第五十一号)
選択	会社法	(平成十七年七月二十六日法律第八十六号)
選択	船舶登記令	(平成十七年一月二十六日政令第十一号)
選択	不動産登記法及び不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令抄	(平成十七年二月十八日政令第二十四号)
選択	農業用動産抵当登記令	(平成十七年二月十八日政令第二十五号)
選択	証券取引法第六章の二第二節の規定による審判手続に関する内閣府令	(平成十七年三月四日内閣府令第十七号)

選択	携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則	(平成十七年十二月二十六日総務省令第百六十七号)
選択	不動産登記規則	(平成十七年二月十八日法務省令第十八号)
選択	土地改良登記規則	(平成十七年二月二十八日法務省令第二十号)
選択	土地区画整理登記規則	(平成十七年二月二十八日法務省令第二十一号)
選択	工場抵当登記規則	(平成十七年二月二十八日法務省令第二十三号)
選択	立木登記規則	(平成十七年二月二十八日法務省令第二十六号)
選択	船舶登記規則	(平成十七年二月二十八日法務省令第二十七号)

[条件指定画面へ](#)[次頁へ](#)

し、又は帳簿を保存しなかったとき。

ハ 第三項の規定により適用される国民年金法第九十二条の五第三項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

10 前各項に定めるもののほか、公共サービス実施民間事業者による特定業務及び納付受託業務の実施に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(戸籍法等の特例)

第三十四条

地方公共団体は、次に掲げる当該地方公共団体の業務を、官民競争入札又は民間競争入札の対象とすることができます。

一 戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)第十条第一項の規定に基づく同項の戸籍の◆謄本◆若しくは抄本若しくは戸籍に記載した事項に関する証明書若しくは同法第百十七条の四第一項の磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面(以下この号において「戸籍◆謄本◆等」という。)の交付(当該戸籍に記載され、又は記録されている者に対するものに限る。)又は同法第十二条の二第一項の規定に基づく同項の除かれた戸籍の◆謄本◆若しくは抄本若しくは除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書若しくは同法第百十七条の四第一項の磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面(以下この号において「除籍◆謄本◆等」という。)の交付(当該除かれた戸籍に記載され、又は記録されている者に対するものに限る。)の請求の受付及び当該請求に係る戸籍◆謄本◆等又は除籍◆謄本◆等の引渡し

二 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第二十条の十の規定に基づく同条の証明書(以下この号において「納税証明書」という。)の交付の請求の受付及び当該請求に係る納税証明書の引渡し

三 外国人登録法(昭和二十七年法律第百二十五号)第四条の三第二項の規定に基づく同項の登録原票の写し又は登録原票記載事項証明書(以下この号において「登録原票の写し等」という。)の交付の請求の受付及び当該請求に係る登録原票の写し等の引渡し

四 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第十二条第一項の規定に基づく同項の住民票の写し又は住民票記載事項証明書(以下この号において「住民票の写し等」という。)の交付の請求の受付及び当該請求に係る住民票の写し等の引渡し

五 住民基本台帳法第二十条第一項の規定に基づく同項の戸籍の附票の写し(以下この号において「戸籍の附票の写し」という。)の交付(当該戸籍の附票に記載されている者に対するものに限る。)の請求の受付及び当該請求に係る戸籍の附票の写しの引渡し

六 市町村長(特別区の区長を含むものとし、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、市長又は区長とする。)が作成する印鑑に関する証明書(以下この号において「印鑑登録証明書」という。)の交付(当該印鑑登録証明書に記載されている者に対するものに限る。)の請求の受付及び当該請求に係る印鑑登録証明書の引渡し

2 前項各号に掲げる業務(以下この条において「特定業務」という。)を実施する公共サービス実施民間事業者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者でなければならない。

一 その人的構成に照らして、特定業務を適正かつ確実に実施することができる知識及び能力を有していること。

二 特定業務を適正かつ確実に実施するために必要な施設及び設備として総務省

用語検索結果一覧画面

検索指定用語「高騰」 AND 検索(全法令)

該当件数 7 件中 1 ~ 7 件分を表示しています。

選択	該当法令名	該当法令番号
<input checked="" type="checkbox"/> 選択	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 抄	(平成十六年六月十八日法律第百十二号)
<input checked="" type="checkbox"/> 選択	国会等の移転に関する法律	(平成四年十二月二十四日法律第百九号)
<input checked="" type="checkbox"/> 選択	貨物自動車運送事業法	(平成元年十二月十九日法律第八十三号)
<input checked="" type="checkbox"/> 選択	土地基本法	(平成元年十二月二十二日法律第八十四号)
<input checked="" type="checkbox"/> 選択	国土利用計画法	(昭和四十九年六月二十五日法律第九十二号)
<input checked="" type="checkbox"/> 選択	国民生活安定緊急措置法	(昭和四十八年十二月二十二日法律第百二十一号)
<input checked="" type="checkbox"/> 選択	貿易保険法	(昭和二十五年三月三十一日法律第六十七号)

対策本部長は、前条第三項及び第五項の規定により報告を受けた被災情報を取りまとめ、適時に、当該被災情報を内閣総理大臣に報告するとともに、その内容を国民に公表しなければならない。

2. 内閣総理大臣は、前項の規定により報告を受けたときは、速やかに、その内容を国会に報告しなければならない。

第五章 国民生活の安定に関する措置等

第一節 国民生活の安定に関する措置

(生活関連物資等の価格の安定等)

第百二十九条

指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに地方公共団体の長は、武力攻撃事態等において、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務の価格の◆高騰◆又は供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、それぞれその国民の保護に関する計画で定めるところにより、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律(昭和四十八年法律第四十八号)、国民生活安定緊急措置法(昭和四十八年法律第二百二十一号)、物価統制令(昭和二十一年勅令第二百十八号)その他法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講じなければならない。

(金銭債務の支払猶予等)

第百三十条

内閣は、著しく大規模な武力攻撃災害が発生し、国の経済の秩序を維持し及び公共の福祉を確保するため緊急の必要がある場合において、国会が閉会中又は衆議院が解散中であり、かつ、臨時会の召集を決定し、又は参議院の緊急集会を求めてその措置を待ついとまがないときは、金銭債務の支払(賃金その他の労働関係に基づく金銭債務の支払及びその支払のためにする銀行その他の金融機関の預金等の支払を除く。)の延期及び権利の保存期間の延長について必要な措置を講ずるため、政令を制定することができる。

2 災害対策基本法第二百九条第三項から第七項までの規定は、前項の場合について準用する。

(特定武力攻撃災害の被害者の権利利益の保全等)

第百三十一条

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(平成八年法律第八十五号)第二条から第七条までの規定は、著しく異常かつ激甚な武力攻撃災害が発生した場合について準用する。この場合において、同法第二条の見出し及び第七条中「特定非常災害」とあるのは「特定武力攻撃災害」と、同法第二条第一項中「当該非常災害」とあるのは「当該武力攻撃災害」と、「特定非常災害と」とあるのは「特定武力攻撃災害と」と、「特定非常災害が」とあるのは「特定武力攻撃災害が」と、同項、同法第三条第一項、第四条第一項、第五条第一項及び第五項並びに第六条中「特定非常災害発生日」とあるのは「特定武力攻撃災害発生日」と、同法第二条第二項、第四条第一項及び第二項、第五条第一項並びに第六条中「特定非常災害に」とあるのは「特定武力攻撃災害に」と、同法第三条第一項及び第三項中「特定非常災害の」とあるのは「特定武力攻撃災害の」と読み替えるものとする。

(武力攻撃災害に関する融資)

第百三十二条

用語検索結果一覧画面

条件指定画面へ

検索指定用語「朕」 AND 検索(全法令)

該当件数 7 件中 1 ~ 7 件分を表示しています。

選択	該当法令名	該当法令番号
選択	昭和十五年勅令第九百四十三号(農村負債整理組合法第八条ノ規定ニ依リ同法第十二条ノ事業ヲ行フコトヲ得ル法人ヲ定ムルノ件)	(昭和十五年十二月二十七日勅令第九百四十三号)
選択	昭和七年勅令第十二号(明治四十二年法律第二十二号第一条第二項ノ規定ニ依リ樹木ノ集団ノ範囲ヲ定ムルノ件)	(昭和七年二月三日勅令第十二号)
選択	昭和三年勅令第百八十八号(大礼記念章制定ノ件)	(昭和三年八月一日勅令第百八十八号)
選択	明治四十一年勅令第二百八十七号(政府ニ納ムヘキ保証金其ノ他ノ担保ニ充用スル国債ノ価格ニ関スル件)	(明治四十一年十一月二十八日勅令第二百八十七号)
選択	明治十八年太政官布告第十七号(海底電信線保護万国連合条約)	(明治十八年七月十七日太政官布告第十七号)
選択	明治八年太政官布告第五十四号(勲章制定ノ件)	(明治八年四月十日太政官布告第五十四号)
選択	明治五年太政官布告第三百三十七号(改暦ノ布告)	(明治五年十一月九日太政官布告第三百三十七号)

条件指定画面へ

用語検索結果画面

[条件指定画面へ](#)[検索結果一覧へ](#)

検索指定用語「朕」 AND 検索(全法令)

昭和十五年勅令第九百四十三号(農村負債整理組合法第八条ノ規定ニ依リ同法第十二条ノ事業ヲ行フコトヲ得ル法人ヲ定ムルノ件)
(昭和十五年十二月二十七日勅令第九百四十三号)

◆朕◆農村負債整理組合法第八条ノ規定ニ依リ同法第十二条ノ事業ヲ行フコトヲ得ル法人ヲ定ムルノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム。

農村負債整理組合法第八条ノ規定ニ依リ同法第十二条ノ事業ヲ行フコトヲ得ル法人左ノ通定ム

農事実行組合

漁業協同組合

出資漁業会

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

[条件指定画面へ](#)[検索結果一覧へ](#)

公布文

朕は、日本国民の総意に基いて、新日本建設の礎が、
定まるに至つたことを、深くよろこび、
枢密顧問の諮詢及び帝国憲法第七十三条による帝国議会の議決を経た
帝国憲法の改正を裁可し、ここにこれを公布せしめる。

御名御璽

昭和二十一年十一月三日

内閣総理大臣兼外務大臣 吉田 茂

国務大臣 幣原 喜重郎

司法大臣 木村 篤太郎

内務大臣 大村 清一

文部大臣 田中 耕太郎

農林大臣 和田 博雄

國務大臣 斎藤 隆夫

通信大臣 一松 定吉

商工大臣 星島 二郎

厚生大臣 河合 良成

國務大臣 上原 悅二郎

運輸大臣 平塚 常次郎

大蔵大臣 石橋 濡山

國務大臣 金森 德次郎

國務大臣 勝 桂之助